

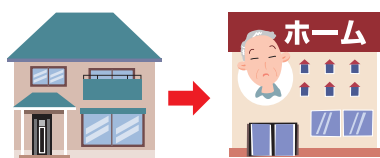
# 千葉市成年後見支援センター

せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度

## 親と離れて

暮らしています



最近、親の認知症が進んできたのでケア付有料老人ホームに入居させたいと考えています。その資金のために、私が財産処分を代行したいと思います…。

## 障害者と

暮らしています



障害のある子どもと暮らしています。将来、子供の世話ができなくなったときのことが心配です。

## 近隣に独居老人が

暮らしています



認知症が進み財産管理が出来なくなっているようです。見知らぬ人が出入りしてる様子なので心配です。

## 夫婦二人で

暮らしています



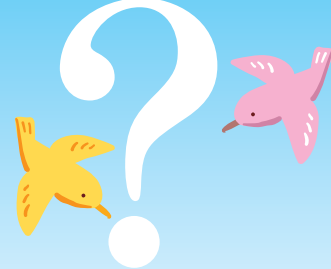
子供がいないので、いざという時に備えて、安心できる場所へ財産管理などをお願いしておきたいのですが…。

こんなときは、ぜひご相談ください

 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

 043-209-6000

# 成年後見制度とは



## 成年後見制度とはどんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

また、本人の意思を尊重し、本人の希望にそった支援が受けられるのも特徴です。



## 成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

### 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に

後見

保佐

補助

### 任意後見制度

将来の不安に備えたい方に



## 成年後見人等にはどのような人が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。



## 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。





また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。



## 成年後見の申立てをする方がいない場合は、どうすればよいのでしょうか？

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判の申立権が与えられています。

# 成年後見制度の種類

法定後見制度	後見	<p><b>判断能力がほとんどありません</b></p> <p>日常的な買物も自分ではできません。 重度の認知症で、常に介護が必要な状態です。</p> 	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為(財産管理や[注1]身上監護[注2])を代わってしたり、必要に応じて取り消したりします。
	保佐	<p><b>常に援助が必要です</b></p> <p>日常的な買物はできますが、重要な財産行為はできません。 本人が自覚しない物忘れが、しばしばあります。</p> 	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。「重要な法律行為」[注4]に同意したり、取り消したりします。
	補助	<p><b>援助が必要な場合もあります</b></p> <p>重要な財産行為は、誰かに援助してもらわなければならない場合があります。 物忘れがあり、本人にもその自覚があります。</p> 	開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。[注3] 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。申立時に選択した「重要な法律行為」[注4]の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度	<p><b>ひとりで決められます</b></p> <p>現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたいと思います。</p> 	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。 判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。	

[注1] 財産管理とは、本人の資産や負債、収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

- ①不動産などの財産の管理、保存、処分など
- ②銀行やゆうちょ銀行など金融機関との取引
- ③収入(年金、給与、預貯金、生命保険など)、支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)の管理
- ④遺産相続、各種行政上の手続き
- ⑤権利証や通帳など証書類の保管

[注2] 身上監護とは、介護契約や施設入所契約など本人の身上の世話や療養看護に関することです。

●含まれるもの

- ①本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払い
- ②受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払いや、医師から治療法などの説明を受ける際の同席
- ③老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに関する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て
- ④介護保険などの社会保障給付の利用手続き
- ⑤教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払

●含まれないもの

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護
- ②マンションの賃貸契約の保証人
- ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ④病気やけがの治療や手術・臓器提供についての同意
- ⑤本人の本質的意思が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)

[注3] このような場合に本人の同意が必要です。

	開始手続	代理権	同意・取消権
後見	不要	不要	不要
保佐	不要	必要	不要
補助	必要	必要	必要

[注4] 重要な法律行為(民法13条1項)は以下の通りです。

- ①元本の領収・利用
- ②借財・保証
- ③不動産等の重要な財産の権利の得喪
- ④訴訟行為
- ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意
- ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
- ⑦贈与・遺贈の拒絶等
- ⑧新築・改築・増築・大修繕
- ⑨特定期間を超える賃貸借



# 一般的な手続きの流れ

## 法定後見制度

### 申立て準備

- 本人の判断能力、日常生活、経済状態をできる範囲で把握します。
- 申立ての目的、類型と後見事務の内容を整理します。
- 申立人や成年後見人等の候補者を検討します。
- 成年後見用の診断書、戸籍謄本などを準備します。

### 申立て

- 申立人が、本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。
- 電話で申立日の予約をします。
- 申立てには、申立書などの書類や申立て手数料などの費用が必要です。
- 申立ての当日に、家庭裁判所職員が申立人や成年後見人候補者から申立てに関する詳しい事情を確認します。

### 審理

- 申立書類を点検し、申立人から申立ての理由の説明を聞きます。
- 成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。
- 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。
- 補助、保佐で代理権などをつけた場合は、本人の同意の有無を確認します。
- 家庭裁判所は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うことがあります。

### 審判

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 後見人等が審判書を受領してから2週間経過後に審判が確定します。
- 審判の内容は東京法務局に登録されます。(成年後見登記)
- 法定後見人等に支払う報酬は、本人の支払能力に応じて家庭裁判所が決定します。

### 審判確定 (法定後見開始)

- 本人と法定後見人に審判結果を通知し、法定後見が開始されます。
- 申立てから審判までは、2~3ヶ月程度が見込まれます。
- 確定後、1ヶ月以内に後見人等は本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 財産管理や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

### 終了

- 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
- 管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し等



#### 法定後見申立てにかかる費用

- 収入印紙……3,400円(申立手数料800円、登記手数料2,600円)
- 郵便切手……4,650円(500円×6枚、82円×15枚、52円×5枚、10円×15枚、1円×10枚)
- 診断書……医療機関ごとの所定の金額
- 鑑定料……5~10万(必要な場合)
- その他……戸籍謄本等(所定の金額)

※申立書類作成を専門家に依頼する場合は別途手数料が必要です。

## 任意後見制度

### 任意後見受任者と委任内容の検討

- 将来、判断能力が不十分になったときにどのような生活を送りたいか、誰にどのような支援を受けたいかを考えます。
- 本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決めます。

### 任意後見契約

- 本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。
- 公正証書の内容は、公証人からの依頼(嘱託)により、東京法務局に登録されます。
- 任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。

#### 任意後見契約書作成にかかる費用

- 公正証書作成の基本手数料… 11,000円
- 登記嘱託手数料 …………… 1,400円
- 登記所に納付する印紙代 …… 2,600円



本人の  
判断能力の低下

### 任意後見監督人選任の申立て

- 申立権者  
本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者
- 任意後見制度を利用するために、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

### 任意後見開始

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

### 終了

- 解除(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要)
- 解任(不正な行為等が判明した場合)
- 死亡・破産(本人や任意後見人)など
- 法定後見の開始

#### 任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

- 収入印紙……2,200円(申立手数料800円、登記手数料1,400円)
- 郵便切手……500円×6枚、82円×15枚、52円×5枚、10円×15枚、1円×10枚
- その他……診断書、戸籍謄本等(所定の金額)



# 手続きに必要な書類と記入例

## 【申立書類】

- 申立書
- 申立書付票・親族関係図
- 後見人等候補者身上書(候補者が親族の場合)
- 本人の同意書(保佐開始、補助開始で本人以外の申立ての場合)
- 本人の親族の同意書
- 代理権目録(保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合)
- 同意行為目録(保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合)

## 【本人に関する書類】

- 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
- 住民票の写し
- 後見登記されていないことの証明書
- 診断書及び診断書付票(裁判所提出用の用紙を使用してください。)

## 【本人の財産に関する書類】

- 財産目録
  - ① 不動産に関する資料
  - ② 預貯金に関する資料
  - ③ 有価証券(株券・国債・手形など)に関する資料
  - ④ 生命保険等に関する資料
  - ⑤ 負債に関する資料
  - ⑥ 収入内容を証明する資料
  - ⑦ 支出内容を証明する資料
- 本人の収支予定表

## 【成年後見人等候補者についての書類】

- 住民票の写し

## 【申立人についての書類】

- 住民票の写し(申立人が候補者の場合)

## 【費用】

- 収入印紙…3,400円(申立手数料800円、登記手数料2,600円)  
注)保佐開始、補助開始で代理権付与及び同意権を要する行為の定めを求める場合にはそれぞれ収入印紙800円が別途必要になります。
- 郵便切手…4,650円(内訳:500円切手×6枚、82円切手×15枚、52円切手×5枚、10円切手×15枚、1円切手×10枚)  
注)保佐開始、補助開始の場合、この他に10円切手×30枚が必要です。
- 鑑定費用(必要な場合、所定の費用がかかります。)

**資料の請求先**

- 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書  本籍地管轄の市役所の戸籍係
- 住民票の写し  各区役所市民課・市民センター・連絡所
- 後見登記されていないことの証明書  千葉地方法務局

## 記入例

### 申立書を提出する裁判所

申立書

後見・保佐・補助 開始申立書  
提出する年月日

収入印紙(申立費用) 円  
収入印紙(登記費用) 円  
予納郵便切手 円

千葉家庭裁判所 申立人の署名押印又は記名押印  
平成 00 年 0 月 0 日 社協太郎

住所 〒000-0000 千葉県千葉市中央区00町0丁目0番0号001111111111(カ)  
フリガナ シノブ 7 07  
氏名 社協太郎 大正昭和 00年 0月 0日生  
平日の昼間、連絡の付きやすい電話番号 携帯 自宅 勤務先 ⇒ 会社名( )  
☎ 043-(000)0000 【裁判所名で電話しても 良い 差し支える】

本人との関係 親 子 兄弟姉妹 配偶者 その他の親族(続柄)  
本人 市区町村長 その他( )

本籍 千葉県千葉市中央区00町0丁目0番0号  
住民票上の住所 〒000-0000 千葉県千葉市中央区00町0丁目0番0号001111111111  
実際に生活している所 申立人と同じ 住民票の住所と同じ 病院・施設等 その他  
〒000-0000 千葉県千葉市中央区00町0丁目0番0号  
病院・施設名 (特別養護老人ホーム400園) ☎ 043-(000)0000  
フリガナ シノブ ハナコ  
氏名 社協花子 男  昭和・平成 00年 0月 0日生

後見人等候補者について 申立人が相当である。 裁判所の選任する第三者を希望する。  
※下記の者が相当である。  
住所 〒000-0000 千葉県千葉市中央区00町0丁目0番0号001111111111  
フリガナ シノブ ハナコ  
氏名 社協一 昭和 00年 0月 0日生  
平日の昼間、連絡の付きやすい電話番号 携帯 自宅 勤務先 ⇒ 会社名(00産業)  
☎ 043-(000)0000 【裁判所名で電話しても 良い 差し支える】

本人との関係 親族 親 子 兄弟姉妹 配偶者 その他の親族(続柄)  
親族外 弁護士 司法書士 社会福祉士 その他( )

(注)太わくの中だけ記入してください。

該当する箇所に印を付けてください。

本人について後見を開始するとの審判を求める。

本人について保佐を開始するとの審判を求める。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

本人について補助を開始するとの審判を求める。

本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立の趣旨

預貯金等の払い戻し・解約のため  施設入所又は福祉サービス契約のため  
 保険金の請求・受領のため  本人の財産管理のため  
 不動産処分のため(売却 賃貸借 抵当権設定)  不要な売買契約等の被害防止のため  
 裁判手続き等  その他  
( 訴訟 調停 相続放棄 破産 交通事故の示談など )

(上記動機の具体的内容)

本人は、5年ほど前からアルツハイマー型認知症になり、3ヶ月前から特別養護老人ホーム400園に入所していますが、その症状は回復の見込みがなく、日間的に必要な買い物、一いでは出来ない状態です。昨日11月に本人の弟が亡くなり、遺産分割の必要が生じていることから、本件を申し立てました。成年後見人としては、健康状態に問題のない本人の長男「社協一」を選任してください。

本人の収支予定表

### 本人収支予定表(年額)

平成00年 0月 0日

1 収入

種別	支給者の氏名・名称等 年金番号	金額	保管の方法
厚生年金	0000-0000	年 1,800,000 円	
国民年金	-	年 円	
その他の年金	-	年 円	
給与収入		年 円	
賃料		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
収入合計(年額)		1,800,000 円 (A)	

2 支出

種別	支払先	金額	備考
医療費(自費)	千葉県民会館400園	年 144,000 円	
日常生活費		年 60,000 円	
税金	固定資産税	年 120,000 円	
住居費		年 円	
保険料	00生命	年 50,000 円	
健康保険料		年 24,000 円	
介護保険料		年 36,000 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
支出合計(年額)		1,730,000 円 (B)	

収入(A) - 支出(B) = 70,000 円

# 千葉市成年後見支援センターが行う業務内容

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくため、次のような業務を行っています。

<b>1</b>	<b>成年後見制度の普及、啓発</b>	市民向けの講習会を開催したり、市民の方の依頼に応じて出張講座を行います。
<b>2</b>	<b>制度利用に関する専門相談</b>	制度の利用に関する相談をお受けするほか、千葉県弁護士会の協力で法律相談(要事前予約)を行っています。また、家庭裁判所への申立て手続きについて、お手伝い、助言をします。
<b>3</b>	<b>成年後見候補者の情報提供</b>	身近に後見人になってもらえるあてがない方のために、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、千葉ファミリー相談室などに所属する第三者後見人候補者を紹介します。
<b>4</b>	<b>市民後見人の育成</b>	今後、高齢化の進展とともに制度を利用する方が増え、後見人が不足することが見込まれることから、一般市民の方に活躍していただけるよう、市民後見人を養成していきます。そのため、研修会を実施し、研修を終了した方には後見人候補者として登録していただき更なるステップアップの機会を設けていきます。
<b>5</b>	<b>法人後見の受任</b>	家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として後見を行います。

こんな業務も行っていきます。  
**日常生活自立支援事業**

成年後見制度の利用対象とまらない程度の判断能力の方で、頼れる親族がいなかったり、外出が困難などの理由により、日常生活を送ることが難しい方に対して、安心して在宅や施設で生活することができるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。



## [アクセス]

### 電車で

京成電鉄千原線「千葉寺駅」下車、徒歩6分

### バスで

- JR千葉駅東口(のりば②)から千葉中央バス「千葉リハビリセンター行」「誉田駅行」「鎌取駅行」「大宮団地行」等に乗車し、「ハーモニープラザ」下車
- JR蘇我駅東口(のりば②)から「大学病院行」に乗車し、「ハーモニープラザ」下車